

1976/3/10

革命における民族概念の政治的再構築：シエイエス

- <政治的諸関係の唯一の分析装置>としての戦争の役割の変化
 - 大きな危険；際限のない戦争、政治の根本要素としての支配関係
 - 戦争は、19cには例外的な危機や暴力としてとらえ直されるように
- 善き正しき均衡状態という意味ではなく、和解という意味で鎮静させられる。
- 歴史言説における「戦争」の問題の反転
 - ・ 歴史言説の内的弁証法化、自己弁証法化→歴史言説のブルジョワ化
 - ・ 「戦争」：社会と政治的諸関係が存在する条件 → 社会がその政治的諸関係のなかで存在していく条件
- 社会そのものから生じてくる危険に対する社会の防衛措置としての内的戦争という概念が現れる
 - 歴史的なもの→生物学的なものへ／構成的なもの→医学的なものへ
- 「民族」の概念の再構築→新しい歴史言説の誕生

絶対君主説	貴族的反動	シエイエス（新しいタイプの歴史言説）
民族という身体を作るのは、臣下の一人ひとりと物理的・法的関係にある王の身体。	王というものを、ひとつの民族の他の民族に対する戦争と支配のための道具のひとつにした。 ひとつの民族が、まさにほかの民族たちと戦うために自分たちの王を立てる。	二重化された定義 ① 《民族の法的—形式的諸条件》 法治国家：明示的な法律とそれを定式化する機関としての立法院 ② 《歴史的—機能的諸条件》 「職能」と「装置」のレヴェルで民族が存在する諸条件が定義される。

- シエイエスの「民族」の定義
 - ・ 諸々の法律を作る資格を民族から付与された機関（**立法院**）によって**共通の法律**を持つ：形式的な条件
 - 絶対主義的君主制が要請するところを満たしていなくてもよい；王様はいなくてよい。
 - 貴族的反動による定義が要請するところを超える；ある利益によって集められた人々の存在がいればよい、というわけではない。
- 法＝立法院が内側から認知されるために別の諸条件が必要——民族の実質的な諸条件
 - 「**職能**（フォンクション）；軍隊、司法、教会、行政」と「**装置**（アパレイユ）」のレヴェルで、民族が歴史的に存在する諸条件が定義される。→分析の方向が**反転**。

民族の法的な定義が支配的だったころ

- ・ 農業や商業、産業などは、民族が存在するからこそ生じた
 - 農業の発展、交易、経済的関係をむすぶことへの希望→法律や国家や政府が誕生
- ・ 軍隊、司法、行政などの装置：国家が存在していくための道具であり保証。

シエイエスの「民族」定義：労働と職能／職能と装置を、民族以前に位置付ける。（ひっくり返す）

- ・ 民族が民族として存在し、歴史に参入して存続することができるのは、
 - その民族が商業や農業や手工業を行うことができる場合だけ……職能
 - 軍隊や司法や教会や行政を形成することのできる諸個人が存在する場合だけ……装置
- 諸個人のグループがいつでも集結して法律と立法院を持つことができる；**構成＝憲法**（コンステイチユション）

- 職能を保障するものとしての第三身分
 - ・ 18c 末のフランス；第三身分が農業、商業、手工業、教養七学科の職能を保障し、軍隊、教会、行政、司法などの装置の機能を保障。
 - フランスは、民族の形式的な条件；共通の法律、立法府を欠いているため民族ではない。
 - 貴族の「民族」の概念（慣習とか共通する身分のようなものを持つ者たち）は民族の歴史的現実をカバーするには不十分。
 - フランス王国によって構成された国家的総体は民族を構成するための必要かつ十分な歴史的諸機能を厳密には満たさない。
- 「第三身分はひとつの完全な民族である」：「第三身分とは何か？ すべてである。」
 - 民族の実質的かつ歴史的実在を保障する能力を持つ諸個人のグループがある。
- 民族の歴史的な中心は、第三身分のなかにのみ見出される。

歴史言説への理論的諸帰結と諸効果 221 頁, L16

- シエイエスの政治的言説≡いまでも存続しているひとつの政治的言説の母胎
 - ・ 貴族的反動の言説を特徴づけていた関係とは正反対の関係：特徴①
 - 前：君主制的統一から、血で封印され、勝利によって確たるものとなる独自の法を抽出
 - 後：「私たちは私たちだけでは社会全体ではないかもしれないが、私たちは国家の全体化機能を担うことができる。私たちは国家的普遍性となることができる」
 - ・ 要求を行う際の時間軸がひっくり返る：特徴②
 - 前：過去の法の名において要求を表明
 - 後：潜在性にもとづいて、すぐそこにあって、現在のなかにすでに現前している未来に基づいて表明。
- 問題は、社会体内部の「ひとつの」民族によってすでに保証された国家的普遍性の機能
- 普遍性の名のもとに、自分たちだけが唯一の民族であることを国家という法的形式において実際に認知させる。

国家を定義するもの	・ 過去との関係ではなく、国家との関係
「民族」を特徴づけるもの	・ 他の集団との水平的な関係ではない。 ・ 民族／国家、あるいは国家的潜在性／国家的実現という垂直軸に沿って民族は特徴づけられ、位置付けられる。
民族の力の構成	・ 物理的な強さ、軍事的資質、野蛮な激しさといったものではない。 ・ ひとつ残らず国家の形姿に合わせて調整されていく諸々の能力や潜在性のようなもの
民族の機能／歴史的役割の本質を構成するもの	・ 他の民族に対して支配関係を行使することではなくなる。 ・ 自らを治め、国家像および国家権力の構成と機能をみずから管理し、統治し、保証すること

- 支配 → 国家化
- 民族とは、国家の能動的で公正的な核心：国家が諸個人の集団に生存の歴史的条件を見出そうとする限り、民族は国家

新しい歴史の二つの理解可能性の解説子：支配と全体化 223 頁, L10

<u>正当化を行う儀式的な機能を持っていた言説</u>
・ 国家は自らの正当性を確立し、いわば根本的諸法のレヴェルで自己を強化

貴族的反動

- ・ 別のタイプの歴史言説（それぞれ自身が固有の歴史、過去に対する固有の関係、勝利、知、支配関係などを持つ個々の集団の力）を用いた。

新しい歴史

- ・ 国家に国家自身についての言説や国家を正当化する言説を語らせない。
- ・ 民族の国家的潜在性と国家の実際の全体性との間に数限りなく織りなされる諸関係の歴史を書くことも無い。
- 国家というものが、その何一つ欠けるところのない完全な姿が、実現されようとしている今この瞬間を到達点とする歴史
- 競合する諸力の関係が戦争関係ではなく、完全に市民的な関係となっているような歴史を書くことが可能になる。

➤ 闘争の目的と場が国家になる→闘争というものは本質的に市民的なものとなる。

- 経済、制度、生産、行政を通して、そしてそれらにむかって展開

: 19c-20c の歴史と政治の根本的な諸問題

- 闘争、経済闘争、政治闘争、国家のための闘争といったものを、戦争とは異なるものとして、固有に政治的・経済的なものとして現実的に分析することはできるのか

➤ 19世紀以降「民族」の再定義以来、歴史は、国家空間のなかに闘争の市民的な背景を探し求めていくことに。

■ 新しい歴史の二つの理解可能性の解読子

最初の解読子	「民族」概念の練り上げに伴い生まれた解読子
原初の戦争から展開されていき、あらゆる歴史的プロセスを貫き、それらの発展を活気づける理解可能性の解読子	現在起こっていることから、国家というものの全体的な実現から、過去へと遡っていき、その生成を再構成する理解可能性の解読子
<ul style="list-style-type: none">・ 闘争を常に歴史の母胎として考える（勝者と敗者）・ 反動的で、貴族的で、右派的な歴史をもたらす	<ul style="list-style-type: none">・ 現在は過去を開示すると同時に分析するものとなる。・ リベラルでブルジョワ的な歴史をもたらす

・ 19cに機能していた歴史は二つの理解可能性の解読子を用いている。

・ 両者はつねにほぼ競い合うようにして用いられ、たえず出あい、多かれ少なかれ重なり合い、外縁部分で部分的に交差する

➤ 歴史言説の政治的な有用性、実用性は、これらの解読子をたがいに対してどう作用させるかで決まる。

モンロジエとオーギュスタン・ティエリ p228, L8

I. モンロジエの例：右派的タイプの貴族的反動路線

- ・ 民族的二元性の関係、民族的二元性を特徴づける支配関係がつねに歴史を通じて見出される
 - 三つの貴族階級（ガリア人、ローマ人、ゲルマン人）の混在：新しい貴族階級として構成
 - ガリア人従属民、ローマ人被保護民、ゲルマン人臣下が混在した者ら
- 民族のレベルでは貴族の有利になるように一元論を、支配のレベルでは二元論を使う
- ・ 君主制：単一民族的でまったく貴族中心的な全体の内部で、何か別ものが想像：新しい民族、人民、階級
 - 王は貴族から経済的・政治的諸特権をはく奪するために「新しい階級」を利用：嘘、裏切り、あるまじき同盟 → 《君主制と人民反乱に本質的な結びつき》 → かつては貴族のものであったあらゆる政治権力が君主制の側へ移譲
- ・ 君主制は「新しい階級」に呼びかけることによってしか権力を機能させることも行使することもできない。
 - 君主制は司法と行政を「新しい階級」に委ねる → 「新しい階級」が国家のあらゆる機能を引き受ける

→ 究極の反乱（まだ権力を保持している最後の貴族だということを忘れた王に対する人民階級の反乱）

- ・ 君主権力の構成を完遂する革命：人民は、王たちの仕事を完成させる王の正当な後継者
- 貴族と君主制のあいだに諸関係を織りなしてきたすべてのプロセスがついに絶頂に、最終的に、充溢した瞬間に、民族的集合の手のなかで国家的全体性が構築される瞬間に到達する、として機能させる歴史言説

II. オーギュスタン・ティエリの例：国家の全体化（充溢した現在）を過去に投影

- ・ ティエリにとっての「充溢した現在」：革命、革命の和解の瞬間、二元性や諸民族、諸階級が消失する瞬間
 - 革命の暴力的プロセス／戦争の姿と痕跡
- ・ 勝者と敗者の間で行われてきた闘争の最後のエピソードとしてのフランス革命：「充溢した現在」
- 決闘で始まり、最後に一元主義的かつ普遍主義的なものに帰着するひとつのプロセスの起源を見出す分析へ
- ・ 対立の本質は、侵略のようなもののなかに見出される
 - 勝者と敗者が諸々の制度を通じて対立してきたのではない
 - 社会の二つの政治的・法的類型が構成され、それらが行政と国家の運営を巡って競合
 - 農村社会／都市社会
- ・ 9-10cの都市の敗北→10-11c都市の再生（ルネサンス）を通じた新しい形態の法的・経済的な組織化→都市型社会は富ばかりでなく行政能力や道徳意識、意志や改革の本能や活動性を獲得→都市型社会の諸制度が局所的（ローカル）でなくなり、国の参政権や民放の諸制度そのものになる：普遍化
- 国家を構成するあらゆる機能が都市を經由して生まれる
- ① 第三身分は貴族と聖職者に対して一種の社会契約を提案：三身分制の理論と諸制度の構築
 - 敵対陣営（貴族）は第三身分にどんな権利であれ認めがたらない
- ② 暴力的な対立のプロセス：革命
 - あらゆる国家的機能を吸収することで、「民族＝国家（ナション）」そのものとなった第三身分が実際に、自分たちだけで民族と国家を引き受ける
 - それまで機能していた旧来の二元性およびあらゆる支配諸関係を消滅させる普遍性の諸機能を保証
- ブルジョワ階級／第三身分は人民になり、国家となる＝普遍的なものの力を持つ。
- 歴史的・政治的プロセスの分析装置としての戦争の役割は取り除かれ、厳しく制限される
- ・ それ自体は戦闘的なものではない諸対立に対して、戦争はもはや一時的な道具でしかない
- ・ 本質的な要素は、ある者たちから別の者たちへ及ぼされる支配関係ではない
- 根本的な関係は国家

弁証法の誕生 235頁, L10

- ・ 19c初頭：充溢した現在に、普遍的なものが真実の姿を現す瞬間を見出すことになる哲学の出現
- ・ 歴史言説のブルジョワ階級による利用／18cに集積されていた歴史的・理解可能性の根本的諸要素のブルジョワ階級による変更＝歴史的言説の自己弁証法化
 - 歴史言説と哲学言説のあいだに諸々の関係が結ばれた
- ・ 18cの歴史哲学：歴史の一般法則についての思弁としか存在しない
- ・ 19c～：何か新しいことが、根本的なことが始まる。
- 歴史と哲学の共通の問い：
 - 現在において、普遍的なものを担っているのは何か？
 - 現在において、普遍的なものの真実とは何か
- 弁証法が生まれた

■ 疑問点／確認したいこと

➤ 自己弁証法化??

弁証法：ものの考え方の一つの型。形式論理学が「A は A である」という同一律を基本に置き、「A でありかつ A でない」という矛盾が起こればそれは偽だとするのに対し、矛盾を偽だとは決めつけず、物の対立・矛盾を通して、その統一により一層高い境地に進むという、運動・発展の姿において考える見方。(岩波国語辞典)

- ・ 二つの解読子の対立を調停（和解）する新しい価値を提示する試みとして行われる歴史言説という意味で？
 - ・ 18c の歴史言説は戦争状態をずっと招く（レジユメ冒頭記載の「大きな危険」(p215, L8)）→その打開策としての新しい歴史言説という意味で？
- 「闘争の目的と表現が支配ではなくなり、その目的と場が国家になるのですから、闘争というものは本質的に市民的なものとなるでしょう。闘争は本質的に、経済、制度、生産、行政を通して、そしてそれらに向かって展開されていくことになります。」(p224, L17) とは？
- ・ 国家というものがうまく運営されるように、その構成が調整・吟味されるようになる、ということ？
= 「社会そのものから生じてくる危険に対する社会の防衛措置としての内的戦争 (p216, L11)」という理解で正しいか？